

## 自動車リサイクル法関連業者の皆さまへ

使用済自動車の処理について留意事項を取りまとめました。

自動車リサイクルシステム「よくあるご質問」もご覧ください。

自動車リサイクルシステム ホームページ <http://www.jars.gr.jp/>

### 【 全 般 】

#### 移動報告は適正に

使用済自動車等を引き渡し、又は引き取りしたあと速やかに（3日以内）移動報告を行うのが原則です。引渡し前に移動報告を行うことのないようにお願いします。

#### 移動報告は事業所毎、処理工程毎に行う必要があります

同じ事業者であっても、事業所が違ったり、処理の工程が違う場合は、それぞれ引渡報告、引取報告を行う必要があります。

#### 遅延確認の情報を定期的に確認してください

一定期間、引渡報告が行われないと、事業所あてに確認通知が行われます。毎日確認通知の有無を確認してください。確認通知がなされている場合は、至急引渡し、または移動報告を行ってください。遅延確認が行われた後、一定期間解消されない場合は管轄自治体あてに遅延報告が行われます。なお、引取遅延の場合には、引渡し元の事業所あてに遅延確認が行われますのでご注意ください。（引渡し先の事業所には確認通知は行われません）この場合、引渡しの事実を確認の上、引渡し先に移動報告を要請してください。

確認通知の画面にはメニュー画面から入ります。メニュー画面の状況の表示（確認通知）をクリックしてください。

### 【 引取業 】

#### リサイクル料金はきちんと預託してください

リサイクル料金は最終所有者が負担するよう、義務付けられています。最終所有者からきちんと受け取って預託してください。預託済みの使用済自動車についても、後付の装備

がある場合は、廃車時に後付装備についてのリサイクル料金を預託する必要があります。

### 〔使用済自動車として引き取った車を中古車として転売することはできません〕

引取りする際、車両の状況を確認するのはもちろんですが、最終所有者とも十分な打合せを行い、中古車とするか、使用済自動車として引き取るかの確な判断をお願いします。いったん使用済自動車として引き取った車両を中古車として転売することはできません。

### 〔装備確認は正確に〕

事故等でエアバッグ類（プリテンショナーを含む）がすべて展開してしまった車両について、「装備あり」で移動報告を行うと、解体業者においてエアバッグ類の引き渡しができなくなります。装備確認は正確をお願いします。ただし、事故等でもフロンが完全に抜けていない場合や、すべてのエアバッグ類（プリテンショナーを含む）が展開していない場合は「装備あり」とする必要があります。

### 〔最終所有者に引取証明書を発行してください〕

最終所有者には、必ず引取証明書を発行してください。この書面は、最終所有者が引渡し義務を果たした証明となる重要な書類です。

## 【 解体業 】

### 〔再資源化基準に従って適正に解体してください〕

法律で定める再資源化義務に従って解体を行う必要があります。また、引き取った使用済自動車を全く手をつけずに他の解体業者に引き渡す場合を除き、回収を義務付けられた物品はすべて回収しなくてはなりません。

#### 解体業者の再資源化義務

- ・使用済自動車から指定回収物品（エアバッグ類）を回収すること
- ・使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯の回収を行うこと。
- ・技術的かつ経済的に可能な範囲で使用済自動車から部品、材料その他の有用なものを回収すること。

### 解体自動車全部利用者への引渡しの際の留意点

解体自動車を解体自動車全部利用者に引き渡した場合は、「解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面」を解体自動車全部利用者から受け取り、5年間保管しなければなりません。

— 解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面とは —

解体自動車全部利用者が作成したもので次の事項が記載されたもの

- ・当該解体業者の氏名又は名称
- ・当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- ・当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き取った年月日
- ・当該解体自動車の車両番号

### 使用済自動車として引き取った車を中古車として転売、輸出することはできません

引き取った使用済自動車は再資源化義務に従い、適正に解体しなければなりません。中古車としての転売はできませんのでご注意ください。

### 解体処理はできるだけ速やかに行ってください

重量税還付や全部抹消は解体が終了しないと手続を行うことができません。解体は早めに行いましょう。手続は解体自動車が破砕業者に引き取られた段階で可能となります。

## 【 破砕業 】

### 解体自動車全部利用者への引渡しの際の留意点

解体自動車を解体自動車全部利用者に引き渡した場合は、「解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面」を解体自動車全部利用者から受け取り、5年間保管しなければなりません。

— 解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面とは —

解体自動車全部利用者が作成したもので次の事項が記載されたもの

- ・当該破砕業者の氏名又は名称
- ・当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- ・当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き取った年月日
- ・当該解体自動車の車両番号